○農林水産省令第十九号

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第三十七条の二第三項及び第五十四条の二第三項の規定に基づき、農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月二十三日

農林水産大臣　江藤　拓

農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令

農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（会計監査の内容） **第百四十八条**　会計監査人は、計算書類等を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。 一　（略） 二　計算書類等（剰余金処分案又は損失処理案を除く。以下この号において同じ。）が当該会計監査人設置組合の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、その意見（当該意見が次のイからハまでに掲げる意見である場合にあっては、それぞれ当該イからハまでに定める事項） イ　（略） ロ　除外事項を付した限定付適正意見　監査の対象となった計算書類等が除外事項を除き一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨、除外事項並びに除外事項を付した限定付適正意見とした理由 ハ　（略） 三・四　（略） 五　継続組合の前提に関する注記に係る事項 六・七　（略） ２　前項第六号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算書類等の内容のうち強調する必要がある事項とする。 （削る） 一～三　（略） 別紙様式第６号(1)（第202条第３項第１号関係） （略） 目　　次 第１～第16　（略） （記載上の注意） １～４　（略） 第１～第10　（略） 第11　単体自己資本比率の状況 （略） （付表１）資産（オン・バランス）項目のリスク・アセット残高内訳表 （略） （注） １～３　（略）	（会計監査の内容） **第百四十八条**　会計監査人は、計算書類等を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。 一　（略） 二　計算書類等（剰余金処分案又は損失処理案を除く。以下この号において同じ。）が当該会計監査人設置組合の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、その意見（当該意見が次のイからハまでに掲げる意見である場合にあっては、それぞれ当該イからハまでに定める事項） イ　（略） ロ　除外事項を付した限定付適正意見　監査の対象となった計算書類等が除外事項を除き一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨並びに除外事項 ハ　（略） 三・四　（略） （新設） 五・六　（略） ２　前項第五号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算書類等の内容のうち強調する必要がある事項とする。 一　継続組合の前提に関する注記に係る事項 二～四　（略） 別紙様式第６号(1)（第202条第３項第１号関係） （略） 目　　次 第１～第16　（略） （記載上の注意） １～４　（略） 第１～第10　（略） 第11　単体自己資本比率の状況 （略） （付表１）資産（オン・バランス）項目のリスク・アセット残高内訳表 （略） （注） １～３　（略）